

第7 健康福祉事業



1 地域福祉ネットワーク推進事業

(1) ボランティア・障害者団体支援事業

ア 目的

健康や福祉に関するボランティア団体や障害者団体に活動の場を提供し、情報や資源の提供などを併せて行い、ボランティア団体や障害者団体の活動がさらに推進されるように支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

厚生労働省社会・援護局長通知「福祉活動への参加の推進について」

ウ 対応者

地域保健課職員

エ 内容

福祉部門に登録している団体に対して、活動の場の提供（ボランティア活動室、障害者団体活動室、聴覚障害者通信室、録音室、点訳室）を行うとともに情報提供を行っている。また、登録団体連絡会議で、健康福祉センターの利用についての意見交換や団体間の情報交換の機会を提供している。

さらに、健康福祉センターまつりや各種障害者スポーツ事業等で参加・協力をいただくなど、センター事業における交流の機会も提供している。

オ 実績

単位：団体

区分 年度	ボランティア団体	障害者団体	合計
28	19	17	36
29	20	16	36
対比	1	-1	0

カ 事業の経過

平成15年度、団体登録開始

キ まとめ

ボランティア活動室と市公式ホームページで、登録団体に関する活動内容の紹介を掲示・掲載しており、問い合わせに対応している。ボランティア活動に参加を希望する方や、ボランティアを必要とされている方への情報提供、障害のある方の社会参加を促進する場の提供を今後も推進していく。

(2) 健康福祉センターまつり開催事業

ア 目的

市民、関係団体、行政の協働によるイベントを企画・実施することにより、市民の主体的な健康づくりの推進及び福祉コミュニティの創造を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

なし

ウ 対象

市民、関係団体等

エ 対応者

健康福祉センターまつり実行委員会

オ 内容

(ア) 健康 (イ) 子育て・子育ち (ウ) 福祉 (エ) 活動紹介・PR (オ) 模擬店・出店 (カ) ふれあい広場 (キ) 講演会 (ク) 作品展 の8つのテーマに分かれ、市民、関係団体、行政が協働しながら催し物を企画

カ 実績

単位：人

年度	区分	来場者数	参加団体数 (団体)	実行委員数
28		4,000	43	52
29		3,700	44	50
対比		-300	1	-2

キ 事業の経過

平成14年度まで「入間万燈まつり」と同時開催していた「健康まつり」を平成15年度に開館した、健康づくりと地域福祉の拠点施設である健康福祉センターに会場を移し「健康福祉センターまつり」として毎年3月に開催している。

ク まとめ

健康福祉センターまつりは、保健・医療・福祉の各分野に関係する団体、公募による市民で構成する実行委員会と市職員が協力して、まつりの運営方法等の協議を重ね開催しており、準備段階から各々がまつりに携わるため、関係団体及び市民の相互理解や交流の場として定着している。

2 障害者の文化及びスポーツ事業

(1) 元気な入間「障害者スポーツ大会」

ア 目的

障害者がスポーツを通じて健康を増進するとともに、多くの市民の参加・協力により、障害のある人もない人も障害への理解を深め、障害者の社会参加と元気な入間を推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法

ウ 対象

健康状態が良好な市内在住、在勤又は市内施設に通所している10歳以上(4

月 1 日現在) の障害者

エ 対応者

元気な人間「障害者スポーツ大会」実行委員会

オ 内容

市内の福祉施設等でチームを編成し、チーム対抗競技を市民体育館内で行っている。競技内容はレクリエーション性を重視した種目になっており、障害の種別を問わず楽しんでいただけるよう配慮している。

カ 実績

単位：人

区分 年度	選手（障害者・保護者・施設職員含む）	協力者（ボランティア・実行委員、職員）	来賓	その他	合計
28	396	147	17	10	570
29					

キ 事業の経過

平成 15 年度、障害福祉課から事業移管され、健康福祉課で実施

平成 29 年度、組織機構の見直しにより地域保健課所管となる

ク まとめ

市内の障害者福祉施設・障害者団体が一堂に会するイベントとして定着しており、また、中学生を含む多くのボランティアの方の協力をいただいております、広く交流が持てる機会になっている。平成 29 年度は耐震工事のため、市民体育館が使用できず中止となった。

(2) 国・県主催障害者スポーツ大会参加支援事業

ア 目的

国・県の障害者スポーツ大会への参加を通じて、障害のある方の社会参加の機会を拡大し、障害者スポーツの普及、障害者の健康増進、仲間作りを推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法

ウ 対象

入間市が取りまとめを行う国・県主催の障害者スポーツ大会申込者（ふれあいピック春季・秋季大会及び全国障害者スポーツ大会等）

エ 対応者

地域保健課職員

オ 内容

県が主催する「ふれあいピック」のメイン大会（春季大会：陸上競技・秋季大会）に関しては、市バスで送迎し、職員が同行している。

カ 実績

(ア) ふれあいピック春季大会

単位：人

年度	区分	参加者数			うち 市バス同乗者数
		選手	付き添い	職員	
28		11	7	2	14
29		10	7	2	16
	対比	-1	0	0	2

(イ) ふれあいピック秋季大会

単位：人

年度	区分	参加者数			うち 市バス同乗者数
		選手	付き添い	職員	
28		19	14	2	23
29		15	8	2	18
	対比	-4	-6	0	-5

キ 事業の経過

国・県が主催する障害者スポーツの大会に関しては、障害者の社会参加を支援するために、健康福祉センター開館以前から市として送迎を行っている。

ク まとめ

送迎がないと参加が困難な方が多く、社会参加、健康増進、仲間作りを促進する意味でも支援の必要性は高いと思われる。

(3) 障害者スポーツ教室・大会開催事業

障害者フライングディスク教室・大会

ア 目的

障害のある方の健康増進・体力維持を目的とする。併せて、市民ボランティアの協力を得ることにより、地域住民との交流を強化することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法

ウ 対象

市内在住、在勤、在学で、健康状態が良好な障害のある方

エ 対応者

地域保健課職員、障害者支援課職員、スポーツ推進課職員

オ 内容

日ごろスポーツをする機会のない方でも比較的簡単に取り組める「フライングディスク」の教室・大会を実施

カ 実績

(ア) フライングディスク教室 (全2回)

単位：人

区分 年度	選手	協力ボランティア			職員	合計
		民生・児童委員	スポーツ 推進委員	中学生		
28	32		25		12	69
29	18		23		10	51
対比	-14		-2		-2	-18

(イ) フライングディスク大会

単位：人

区分 年度	選手	協力ボランティア			職員	合計
		民生・児童委員	スポーツ 推進委員	中学生		
28	68	11	18	18	12	127
29	93	21	20	15	11	160
対比	25	10	2	-3	-1	33

キ 事業の経過

平成12年度、障害福祉課で重度の障害者でも取り組みやすいスポーツとして、「フライングディスク」実施

平成15年度、健康福祉センター開館に伴い、事業移管され健康福祉課で実施
平成29年度、組織機構の見直しにより、地域保健課の所管となる。

ク まとめ

障害のある方の健康増進・社会参加の場であるとともに、地域住民との相互の交流の場となっている。また、中学生を含む多くのボランティアの参加をいただいているため、世代間交流の場にもなっている。

障害者ボッチャ体験教室・交流大会

ア 目的

障害のある方の健康増進・体力維持を目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法

ウ 対象

市内在住、在勤、在学で、健康状態が良好な障害のある方

エ 対応者

地域保健課職員

オ 内容

「ボッチャ」の教室・大会を実施。「ボッチャ」はボールを転がすことができれば、重度の障害がある方でも比較的簡単に取り組めるスポーツであり、パラリ

ンピックの正式種目でもある。

専門のスタッフとして埼玉県障害者スポーツ協会から講師を、障害者スポーツ指導者協議会から運営スタッフの派遣協力をいただいている。

カ 実績

(ア) ボッチャ体験教室

単位：人

区分 年度	選手	協力者		職員	合計
		埼玉県障害者 スポーツ協会	埼玉県障がい者スポ ーツ指導者協議会		
28	11	2	8	5	26
29	9	0	10	5	24
対比	-2	-2	2	0	-2

(イ) ボッチャ交流大会

単位：人

区分 年度	選手	協力者		職員	合計
		埼玉県障害者 スポーツ協会	埼玉県障がい者スポ ーツ指導者協議会		
28	47	2	8	5	62
29	53	0	10	5	68
対比	6	-2	2	0	6

キ 事業の経過

平成22年度、事業の開始

平成29年度、障害者スポーツ指導者協議会スタッフが講師を兼任

ク まとめ

障害のある方の健康増進・社会参加の場の提供、当事者同士の交流の場として、教室・大会を開催している。「ボッチャ」自体の認知度はまだ低いですが、年々大会参加者は増加している。

(4) 障害者文化活動支援事業

ア 目的

文化活動を通して自己表現・自己実現・社会参加の機会を提供し、障害者に対する市民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法

ウ 対応者

地域保健課職員

エ 内容

(ア) 健康福祉センターまつりでの「障害のある方の作品展」

- 障害のある人が制作した手芸や書道、絵画、工芸等の作品展示
- (イ) 元気な入間障害者スポーツ大会での「大会周知用ポスター掲載作品展」
障害のない方も出品できる。大会当日に全応募作品を会場に掲示し、投票により次年度大会周知用ポスターの掲載作品を決定
- (ウ) 情報提供（関東近郊の障害者の作品展・展示会・美術展など）

オ 実績 単位：品

年度	28	29	対比
区分			
(ア) 健康福祉センターまつりでの出品数	67	86	19
(イ) 元気な入間障害者スポーツ大会での出品数	55	/	/

カ 事業の経過

- (ア) 平成18年度、第3回健康福祉センターまつりから開始
- (イ) 平成18年度、第30回元気な入間障害者スポーツ大会から開始

キ まとめ

障害のある方の社会参加に寄与するとともに、作品展を通じて、「作る喜び」「見せる喜び」を感じていただく機会にもなっている。

また、市民に障害や障害のある方への理解を深めていただくきっかけ作りも目標としている。平成29年度は耐震工事のため、市民体育館が使用できず元気な入間障害者スポーツ大会は中止となった。このため、作品展も実施できなかった。

3 地域保健福祉推進事業

(1) 随時相談

ア 目的

からだやこころの健康及び健康づくりに関する相談を実施することにより、市民がより健康で自立した生活を送れるよう支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

- 健康増進法
- 精神保健福祉法
- 老人福祉法

ウ 対応者

保健師、精神保健福祉士、管理栄養士、健康運動指導士、歯科衛生士

エ 内容

- 初期相談・・・対象者から相談があった際に、電話・来所にて対応
- 継続相談・・・初期相談後、継続的に支援が必要な場合、電話・来所・訪問にて対応

オ 実績（相談内容）

単位：人

内 容		年 度		対 比
		2 8	2 9	
精 神		2, 2 5 8	1, 6 7 2	- 5 8 6
健康増進		2 1 1	2 1 7	6
健（検）診		6 7	6 2	- 5
難 病		1	5	4
合 計		2, 5 3 7	1, 9 5 6	- 5 8 1

○再掲（相談方法）

単位：人

区 分		年 度		対 比
		2 8	2 9	
電 話	実人数	3 3 2	7 6 1	4 2 9
	延人数	1, 2 7 8	9 4 9	- 3 2 9
来 所	実人数	1 4 0	9 1	- 4 9
	延人数	4 9 5	3 8 0	- 1 1 5
訪 問	実人数	4 6	8 0	3 4
	延人数	3 7 1	4 1 5	4 4
調 整	実人数	8 1	2 1 2	1 3 1
	延人数	3 9 3	2 1 2	- 1 8 1
合 計	実人数	5 9 9	1, 1 4 4	5 4 5
	延人数	2, 5 3 7	1, 9 5 6	- 5 8 1

カ 事業の経過

平成15年度、事業開始

平成29年度、地区担当制導入

キ まとめ

継続支援の必要なケースや、他機関と連携・調整を必要とする困難なケースの支援が増加している。分類別では、精神疾患関連の相談が8割以上を占めている。一方で、明らかな精神疾患の疑われない引きこもりの方や家族支援などの相談が増加し、随時相談の内容は多岐にわたる。平成29年度は相談者実人数が増加した。

(2) 精神科医によるこころの相談・もの忘れ相談

ア 目的

精神的問題を抱える市民及びその家族に対して、精神科医による専門的助言を図り、市民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

精神的な症状やもの忘れなどで精神科への受診を迷っている方、及びその家族

エ 対応者

医師、保健師、精神保健福祉士

オ 内容

精神的な症状やもの忘れなどで精神科への受診を迷っている方、及びその家族が、精神科の医師に相談することにより、受診等の今後の方向性を決めていく。

カ 実績

区分 年度	実施回数（回）	相談件数（件）	
			うち物忘れ相談
28	5	8	1
29	4	9	1
対比	-1	1	0

キ 事業の経過

平成18年度、市単独事業として実施（前年度まで、旧狭山保健所管内地域精神保健福祉推進協議会の負担金で運営）

ク まとめ

年5回の実施計画だったが、相談の申込みがなかったため、4回の実施となった。

(3) 精神保健カンファレンス

ア 目的

精神保健に関する相談事例について、相談経験豊富な専門職の助言を受けながら、検討することにより、市職員や関係機関の職員の相談技術の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市職員（保健師、精神保健福祉士等）、関係機関の職員

エ 対応者

精神保健福祉士・臨床心理士

オ 内容

困難ケース等の事例に対し、経験豊富な外部の専門職が支援等に関する助言を行い、支援の方向性を決めている。

カ 実績

単位：人

区分 年度	回数 (回)	事例検討数 (件)	参加者 合計	参加者内訳		
				講師	職員	その他 (保健所、関係機関等)
28	6	12	70	6	30	34
29	6	11	89	6	37	46
対比	0	-1	19	0	7	12

キ 事業の経過

平成19年度、市単独事業として実施（県の技術協力医制度廃止による）

ク まとめ

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等に周知することで、参加者が増加した。また、市内の自殺対策関係課に周知することで、市職員の参加が増えている。立場の違う支援者が参加することで、広い視野で多角的にケースを見る機会となり、支援技術の向上につながっている。

(4) 精神保健福祉担当者連絡会議

ア 目的

精神保健福祉事業・活動・困難事例等の検討により、適切な精神保健福祉サービスを提供できるよう調整を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

狭山保健所職員、地域保健課職員、障害者支援課職員、障害者基幹相談支援センター職員

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

- (ア) 困難事例（近隣苦情を含む）の検討、対応の確認
- (イ) 精神保健福祉事業、制度の情報交換
- (ウ) 入間市の精神保健福祉分野における、その他の事項について検討

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	地域保健課 (延べ)	障害者支援課 (延べ)	保健所等 (延べ)	合 計
28	6	34	11	15	60
29	6	20	10	9	39
対比	0	-14	-1	-6	-21

キ 事業の経過

平成28年度、障害者基幹相談支援センターを加え、情報交換を開始

ク まとめ

障害者基幹相談支援センター職員が定期的に会議に参加することで、相談支援事業所等に支援者が共有すべき関連事業や制度等の情報が行き届くようになっている。

(5) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「いるまびあ」

ア 目的

地域生活支援の一環として、精神障害者等が安心して集える場を提供し、グループ活動等を通して、社会的自立の促進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

精神障害者及びひきこもり状態にある方

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

社会生活技能の向上及び対人関係能力の改善、仲間づくりを図るため、話し合い、スポーツ、料理、レクリエーション、創作活動、社会技能訓練等のグループ活動を第2、4月曜日（平成28年度は第2・4水曜日）に健康福祉センターにて実施している。また、利用者の生活、就労の相談などの個別支援等も併せて行っている。さらに、メンバー間の交流だけでなく、精神保健ボランティアや実習生等に参加してもらうことで地域との交流も取り入れている。

カ 実績

単位：人

区分 年度	事業名	実施 回数 (回)	参加者		見学者		ボランティア (延べ)
			実人数	延べ	実人数	延べ	
28	いるまびあ	22	3	29	13	66	21
29	いるまびあ	20	8	67	13	63	16
対比		-2	5	38	0	-3	-5

キ 事業の経過

平成15年度、狭山保健所で行っていた「ピアクラブ」を引き継ぎ、ソーシャルクラブ「いるまびあ」を開始した。

平成28年度、対象者の枠を拡大し、精神障害者の有無に関わらず、ひきこもり状態にある人を事業の対象とした。

ク まとめ

対象者枠を拡大したことで、参加者が増加している。参加者が増えたことにより、メンバー間のコミュニケーションの機会が増えてきている。

2年という利用期間を設けていること、また、半年ごとの振り返りと目標設定の面接を行うことでメンバーにとって、次のステップへの意識付けとなり、自主グループなどの活動や就労支援施設等への利用につながっている。

(6) ソーシャルスキルトレーニング「いるまごころSST」

ア 目的

精神障害者の地域生活支援の一環として、社会生活技能を獲得するための学習の場を提供し、精神疾患の再発や発症を予防することを目的とする。

イ 根拠・関係法令

地域保健法

精神保健福祉法

ウ 対象

在宅精神障害者又は精神疾患に準じる状態の方

エ 対応者

リーダー：SST初級講座終了者（保健師及び精神保健福祉士）

サブリーダー：保健師及び精神保健福祉士

オ 内容

コミュニケーション技術（ソーシャルスキルトレーニング）の向上を図るためのグループ学習、基本モデル＋ステップバイステップを活用

カ 実績

単位：人

年度	内 容	期 間	参加者
28	第三期	平成28年5月～7月（全6回） ※事前に参加者の個別面接・目標決定	5（延べ25）
29	—	—	—

キ 事業の経過

平成24年度、事業を計画

平成25年度、SST初級リーダー資格を取得（保健師1名）し、本事業を開催。その後毎年1～2名ずつ資格取得職員を増やしている。

第一期（平成26年度）はソーシャルクラブ参加者（いるまびあ・びあサークル参加者）、第二期（平成27年度）はソーシャルクラブ参加者と修了者、第三期（平成28年度）は、所属や精神疾患の有無に関わらず、事業の対象とした。

ク まとめ

平成29年度は、グループでのSSTは実施せず、個別面接の中でSSTの技法を活用した。

(7) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「家族の集い」

ア 目的

精神障害者及びひきこもり状態にある方の家族同士が情報交換をし、交流を深め、日ごろの悩みなどを語り合い、分かち合うことで共に支え合うことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

精神障害者及びひきこもり状態にある方の家族

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

情報交換、分かち合い、学習会や創作活動等を、奇数月第2火曜日に健康福祉センターで実施している。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	実施回数 (回)	参加者	参加者 (延べ)	ボランティア
28	6	8	30	3
29	6	9	32	0
対比	0	1	2	-3

キ 事業の経過

平成16年度、ソーシャルクラブ参加者の家族を対象に事業を開始

平成28年度、対象枠を拡大し、精神障害者及びひきこもり状態にある方の家族を対象として実施

ク まとめ

家族同士が悩みを共有したり、当事者への関わりを学んだりすることで、家族が元気を回復する場となっている。家族が元気を回復することで、当事者の回復につながっている。

参加者が固定しているため、事業の周知をしていく必要がある。

(8) 統合失調症講座

ア 目的

統合失調症の正しい知識と適切な対応方法の普及啓発をおこなうことで、統合失調症の早期発見や早期治療、再発予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市民、市内在住の精神疾患を持つ方とその家族

エ 対応者

地域保健課及び障害者支援課の職員（保健師、精神保健福祉士）

オ 内容

精神疾患に関する知識の習得と、精神疾患のある方への対応方法についての講義や演習を行っている。また、精神疾患のある方の家族同士の交流を深めている。

(ア) 平成28年度プログラム

	日 時	内 容
1	10月29日(木)	<公開講座> 「精神科医による基礎知識と対応について」 講師：狭山ヶ丘病院 院長 守屋 朝夫氏 「入間市にある施設とサービス紹介」 講師：施設職員、当事者
2	11月25日(水) ※悪天候のため中止	「家族交流会」 対象：統合失調症のある方の家族

(イ) 平成29年度プログラム

	日 時	内 容
1	11月2日(木)	<公開講座> 「精神科医による基礎知識と対応について」 講師：入間平井クリニック 院長 平井 茂夫氏 「入間市にある社会資源について」 講師：施設職員、当事者
2	11月9日(木)	<家族交流会> 対象：統合失調症のある方とその家族 「統合失調症に効く！栄養と運動のおはなし」 講師：地域保健課職員 「当事者・家族合同座談会」

カ 実績

単位：人

年度	実施日数(日)	参加者(延べ)
28	1	84
29	2	57
対比	1	-27

キ 事業の経過

平成25年度、主に統合失調症講座として実施

平成29年度、当事者と家族の交流の場として座談会を初めて実施

ク まとめ

統合失調症の早期発見、早期治療のために疾病の普及啓発は大切であり、精神科医による統合失調症の基礎知識の講義は、今後も継続していく必要がある。

福祉施設の利用者と職員に施設紹介をしてもらうことで、当事者や家族に地域の社会資源を知ってもらう良い機会となっている。

当事者・家族合同座談会は、当事者の参加は1名であったが、当事者の経験や思いを聞く貴重な機会となった。当事者への講座のPRが課題となる。

また、家族会会員に参加をしてもらうことで、参加をした家族が家族会につながる機会となった。当事者や家族同士のつながりを作る機会として、今後も継続をしていく必要がある。

(9) うつ支援事業

ア 目的

市民にうつ病に関する正しい知識の普及啓発を行うと同時に当事者・家族が病
気に対する正しい知識の理解をすることにより、早期発見・再発防止・自殺予防
を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市民

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容・実績

単位：人

区分 年度	日 時	内 容	参加者
28	8月20日(土)	「うつに効果あり！生活習慣改善のススメ」 講師：獨協医科大学越谷病院 こころの診療科診療部長 医師 井原 裕氏	77
29	—	—	—

カ 事業の経過

平成21年度、事業開始

キ まとめ

平成29年度から、うつ病についての普及啓発が進んだことから、広く精神保
健に関する内容の普及啓発を行うこととして、精神保健福祉講演会と事業名を変
更し、実施した。

(10) 自主グループ支援事業

ア 目的

健康福祉センターでの事業が終了しても継続して活動を行うことが望ましい
グループを側面的に支援し、自主的な活動が円滑に行えるようにしていくことを
目的とする。

イ 根拠・関連法令

社会福祉法

ウ 対象

健康福祉センターでの事業修了者などで自主的にグループを作り、今後も活動
することを考えている方（当事者、家族、ボランティア）。

エ 対応者

精神保健福祉士、保健師、管理栄養士、健康運動指導士、事務職員

オ 内容

グループを立ち上げる段階から職員が協働し、将来的にはメンバーだけでグループ運営ができるように側面から支援している。

カ 実績

現在、機能訓練事業（平成17年休止）修了者の2グループ及び、ソーシャルクラブ修了者の1グループを支援。

キ 事業の経過

(ア)「めだかⅡ」

平成17年度の機能訓練事業の修了生のグループ。

月2回健康福祉センターで活動。ボランティアの力を借りながら、レクリエーションや調理実習などを計画し活動している。

(イ)「びあサークル」

ソーシャルクラブ「いるまびあ」の修了生のグループ。平成27年度から自主グループとして活動を開始。

月1回健康福祉センターで活動。ボランティアの力を借りながら、レクリエーションなどを計画し活動をしている。

(11) 精神保健福祉講演会

ア 目的

精神疾患の正しい知識と適切な対応方法の普及啓発を行うことで、精神疾患の早期発見や早期治療、再発予防を図ること、また、誰もがその人らしく住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを促進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対応者

地域保健課職員

エ 内容

単位：人

年度	区分	日 時	内 容	参加者
28		11月12日(土)	「SSTでコミュニケーション力up」 講師：埼玉SST研究会 代表 佐藤 珠江氏	23
29	第1回	10月7日(土)	「精神栄養学でこころ、からだ、げんき！！」 講師：国立精神・神経医療研究センター神経研究所疾病研究第三部部長 功刀 浩氏	101
	第2回	11月30日(木)	「SST（ソーシャルスキルトレーニング）で夢をかなえるコミュニケーションを学ぼう！」 講師：埼玉SST研究会 代表 佐藤 珠江氏	39

オ 実績

単位：人

年度	実施日数(日)	参加者(延べ)
28	1	23
29	2	140
対比	1	117

カ 事業の経過

平成28年度、事業名を精神保健福祉講演会と変更し、相談業務の中から必要性の高いテーマを主題にして精神保健福祉に関する講演会を実施

平成29年度、年2回実施とする。

キ まとめ

第1回は参加者が多く、こころとからだの健康の関係性に対する関心の高さがうかがえた。

第2回は、精神障害を抱える当事者やその家族だけでなく、家庭や職場での人間関係に悩んでいる方など様々なニーズの方が参加していた。講義よりもセッションを主にやりたいとの意見が多くあったため、内容の工夫をしていく必要がある。

(12) 自殺対策事業

ア 目的

自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図り、自殺対策を推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

自殺対策基本法

ウ 対応者

地域保健課職員、自殺対策関連各課職員

エ 内容・実績

(ア) 普及啓発

a 本庁舎でのパネル展示

b 成人式会場でのポスターの掲示及び『こころの健康チェック』の配布

(イ) 自殺予防週間街頭キャンペーン ※西武鉄道(株)と共催

区分 年度	日 時・場 所		啓発用品の配布実績
28	9月1日(木)	入間市駅、武蔵藤沢駅 午前7時30分～8時30分	一煎茶葉・リーフレット 各駅1,000セット
	3月7日(月)	入間市駅 ※ 午前7時45分～8時45分	ウェットティッシュ 500個
29	9月7日(木)	入間市駅、武蔵藤沢駅 午前7時30分～8時30分	一煎茶葉・リーフレット 各駅1,000セット
	9月25日(月)	入間市駅 ※ 午前7時45分～8時45分	リーフレット 500枚

オ 事業の経過

平成18年、自殺対策基本法が施行

平成21年度、「入間市自殺対策庁内連絡会議」を設置

平成21年度、自殺予防週間街頭キャンペーンを実施

平成27年度、若年層への啓発活動として、成人式でのPRを開始

平成28年度、法改正に伴い、「入間市自殺対策庁内連絡会議ワーキングチーム会議」を設置

カ まとめ

平成28年度からの継続で、自殺予防週間の街頭キャンペーンにて、緑茶のリラックス効果のPRとシティセールスを兼ねて、狭山茶を市民に配布している。

自殺対策庁内連絡会議等を活用し、関係各課が実施している自殺関連事業を共有することで連携を図り、事業を効果的かつ総合的に実施していくことが必要。

(13) こころの健康講座

ア 目的

精神疾患患者が増加している現状を踏まえ、メンタルヘルスに関する知識の普及啓発を行い、精神疾患の予防と健康増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市民

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

単位：人

区分 年度	日時・内容	会場	参加者 (延べ)
28	4月21日(木) 9月8日(木)	健康福祉センター	38
	出張講座 5月11日(水) 9月26日(月) 10月15日(土)	西武公民館 南七区自治会 ハynes入間ガーデンア	67
29	出張講座 4月24日(月) 1月24日(水)	高倉7区いこいの家 高倉小学校PTA	33

カ 実績

単位：人

年度	実施日数(日)	参加者(延べ)
28	5	105
29	2	33
対比	-3	-72

キ 事業の経過

平成26年度、事業の開始

平成27年度、地域に出向き、各公民館を巡回し実施

平成28年度、センター内で2回の開催と出張講座で実施

平成29年度、出張講座のみの実施

ク まとめ

出張講座の申込みが少なかったため、周知が必要。

(14) 発達障害者支援事業

ア 目的

発達障害に関する知識の普及啓発を行うことにより、精神疾患等の二次障害の予防や社会参加の促進を目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市民

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士、保育士

オ 内容・実績

単位：人

区分 年度	日時	内容	参加者
28	6月25日(土)	「どうちがう？ADHDとアスペルガー」 講師：森林公園メンタルクリニック 医師 稲見 浩太氏	104
29	7月28日(金)	「子どもの成長と発達障害」 講師：森林公園メンタルクリニック 医師 稲見 浩太氏	89
対比			-15

カ 事業の経過

平成22年度、大人の発達障害をテーマとして事業を開始

平成29年度、子どもの発達障害をテーマとして実施

キ まとめ

地域保健課となり、成人保健だけでなく、母子保健も担う課になったことから、平成29年度は子どもの発達障害をテーマとした。子どもの発達段階別の講演会を実施していけるとよい。

(15) 精神保健福祉医療地域連携会議

ア 目的

当市の精神保健福祉の向上のために、保健、福祉、医療の各関係機関の連携強化を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市職員（保健師、精神保健福祉士、その他相談担当職員）、精神保健福祉医療に関わる市内及び近隣市の関係機関の職員

エ 対応者

地域保健課及び障害者支援課の職員（保健師、精神保健福祉士）

オ 内容・実績

単位：人

年度	日 時	内 容	参加者
28	10月27日(木)	「地域移行・地域定着支援」	73
29	12月14日(木)	「地域移行・地域定着支援」	77
対比			4

カ 事業の経過

平成26年度、精神保健福祉担当者会議の拡大会議として、関係機関との会議を開催

平成28年度、地域連携会議として事業化

キ まとめ

医療機関、訪問看護ステーション、福祉施設、地域包括支援センター、行政職員が一堂に会し、意見交換を行うことで、顔の見える関係づくりができる場となった。それにより、連携がしやすくなり、支援の向上へとつながっている。

4 元気キッズ（児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業）

(1) 児童発達支援事業

ア 目的

障害を有する、又は発達に遅れのある児童及びその保護者に対し、指導、訓練、相談等を実施し、児童の健やかな育成と福祉の増進を図る。

イ 根拠・関連法令

児童福祉法、入間市児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業実施規則

ウ 対象

市内に在住する障害を有する、又は発達に遅れのある小学校就学前の児童及びその保護者で、保護者とともに通える者。

エ 対応者

保育士、看護師、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、音楽療法士、事務職員

オ 内容

- ・ 児童の日常生活における基本的な動作の指導に関すること
- ・ 児童の知識技能の付与に関すること
- ・ 児童の集団生活への適応訓練に関すること
- ・ 保護者への相談及び支援に関すること
- ・ その他支援事業の目的を達成するために必要なこと

遊びを通して人とのかかわりを育て、自立に向けた支援など児童の発達を促す支援を行っている。

カ 実績

利用児童数

単位：人

年 度 区 分	2 8	2 9	対 比
元気キッズのみに通う通園利用	1 9	2 1	2
幼稚園・保育所(園)に通う併用利用	1 9	1 4	- 5
個別の相談	1 1	2 3	1 2
合 計	4 9	5 8	9

キ 事業の経過

平成15年度、健康福祉センターの開設に伴い、児童福祉課所管の保護者向け幼児療育相談室「のびのび教室」を、新たに発達支援事業「元気キッズ」として、親子支援課所管にて開始した。

平成27年度、児童福祉法に基づく指定児童発達支援事業所となる。

平成29年度、機構改革により、こども支援部こども支援課の所管となる。

ク まとめ

健康推進部地域保健課の健診事業との連携により、障害の早期発見、早期支援が定着してきた。障害の程度は多様化し、より継続的な支援を必要とする親子が多くなっている。

保護者の悩みや負担は大きく、状況に応じて適切に対応する必要がある。子育ての不安軽減を図るため、専門家による療育相談や就学に関する事業、及び保護者同士の交流の機会を設ける事業を今後も継続して実施していく。

(2) 保育所等訪問支援事業

ア 目的

障害を有する、又は発達に遅れのある児童及びその保護者並びに保育所等の職員に対し、児童が集団生活に適応できるよう、児童の心身の状況及び置かれている環境に応じた支援を実施し、児童の健やかな育成と福祉の増進を図る。

イ 根拠・関連法令

児童福祉法、入間市児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業実施規則

ウ 対象

市内に在住する障害を有する、又は発達に遅れのある児童。

エ 対応者

保育士、作業療法士

オ 内容

- ・ 児童の集団生活適応のための専門的な支援に関すること
- ・ 保護者への相談及び支援に関すること
- ・ 保育所等の職員への相談及び支援に関すること
- ・ その他支援事業の目的を達成するために必要なこと

児童が通園する施設を月1～2回程度訪問し、集団生活への適応に向けた支援と、保育所等の職員への助言等を行う。

カ 実績

利用児童数

- ・ 平成29年度 1名（訪問回数 22回）

キ 事業の経過

平成29年度、児童福祉法に基づく指定保育所等訪問支援事業所として開始

ク まとめ

社会情勢の変化に伴い、発達支援に関する市民ニーズも多様化している。どのような世帯でも利用可能で、児童が集団生活を送る場所で利用できる発達支援として、今後も保育所等訪問支援のニーズは高まっていくと考えられる。今後は保育所等訪問支援事業の周知とともに、訪問支援に対応できる職員の育成や、支援手法の確立が課題である。